

改正 5-8

不動産の税務

2 不動産保有時の税金

(1) 固定資産税（課税主体：市町村）

— 略 —

●固定資産税

新築住宅用建物の税額軽減	新築住宅用建物の固定資産税は「固定資産税評価額×1.4%×1/2」で計算する。 つまり、税額を半分にすることができる（平成 28 年 3 月 31 日まで）			
	適用要件	建物種類	適用期間	限度面積
		中高層耐火建築物	5 年間	120 m ²
	その他	3 年間		

4 特定の居住用財産の買換えの特例

— 略 —

●主な適用要件

適用期限	平成27年12月31日までの譲渡
------	------------------

5 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

— 略 —

●主な適用要件

適用期限	平成27年12月31日までの譲渡
------	------------------

6 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

— 略 —

●主な適用要件

適用期限	平成27年12月31日までの譲渡
------	------------------

※ 青字の個所を変更しました